

障害のある学生のキャリア教育・就職支援



東京新卒応援ハローワーク

【全国】障害者雇用の状況

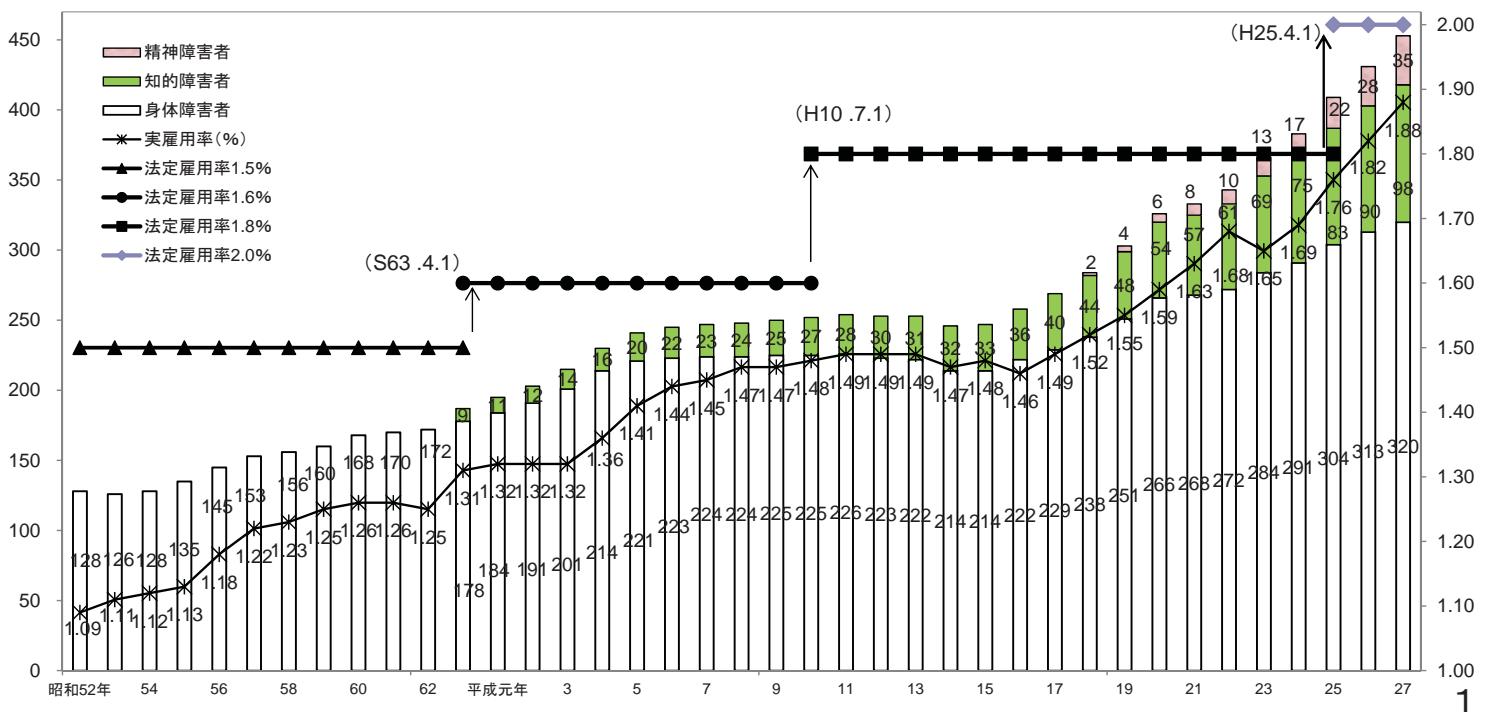
(平成27年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 45.3万人 (身体障害者32.1万人、知的障害者9.8万人、精神障害者3.5万人)

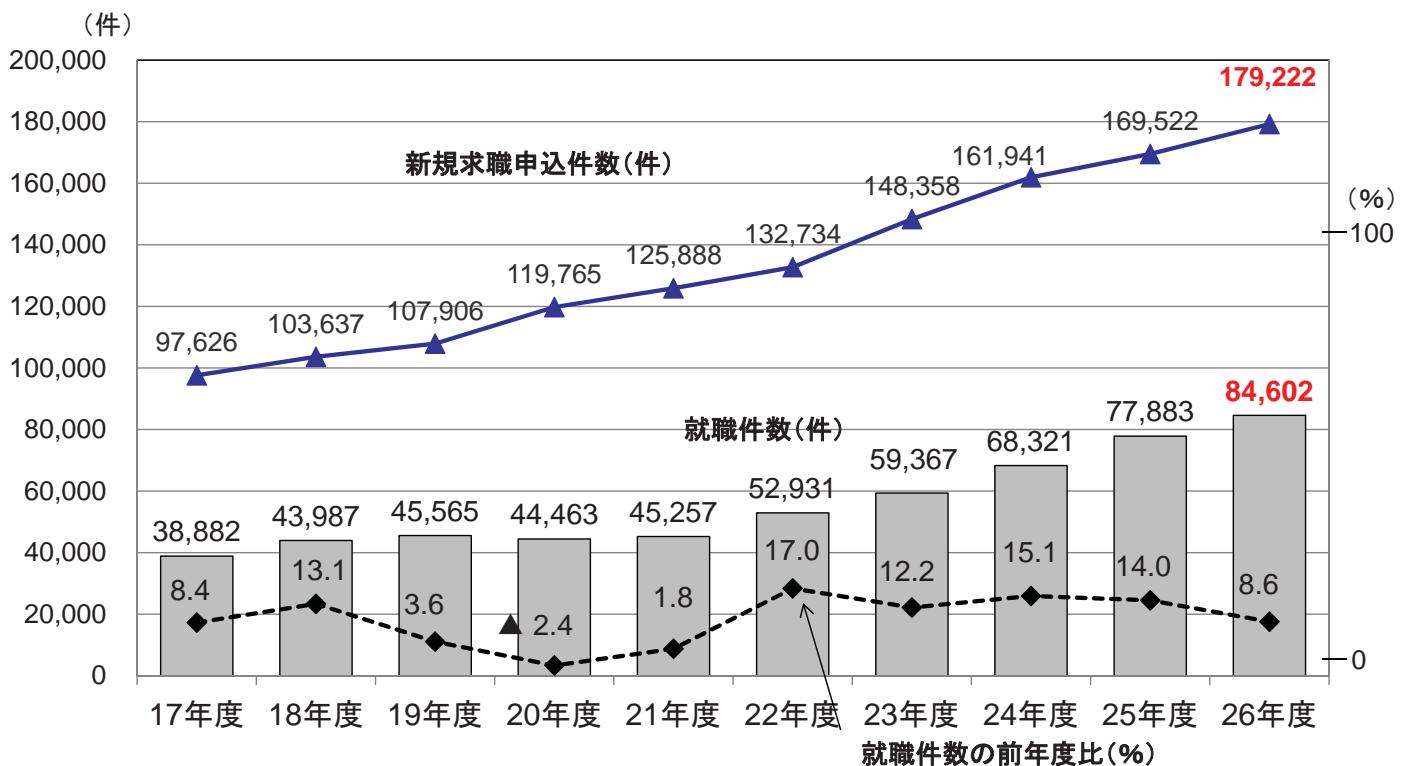
実雇用率 1.88% 法定雇用率達成企業割合 47.2%

○ **雇用者数は12年連続で過去最高を更新。** 障害者雇用は着実に進展。



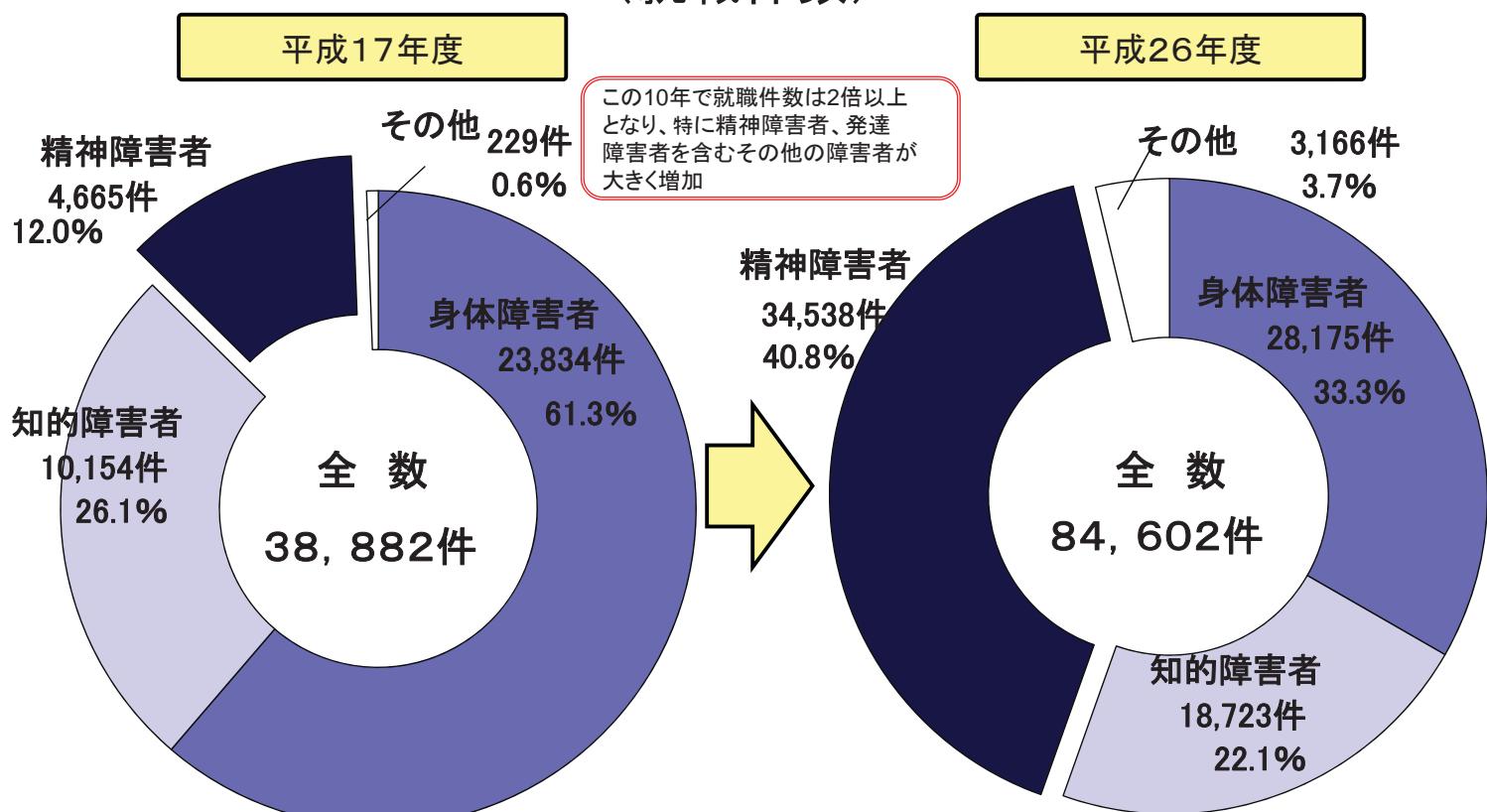
【全国】ハローワークにおける障害者の職業紹介状況(業務統計)

- 平成26年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 特に、就職件数は84,602件と5年連続で過去最高を更新。



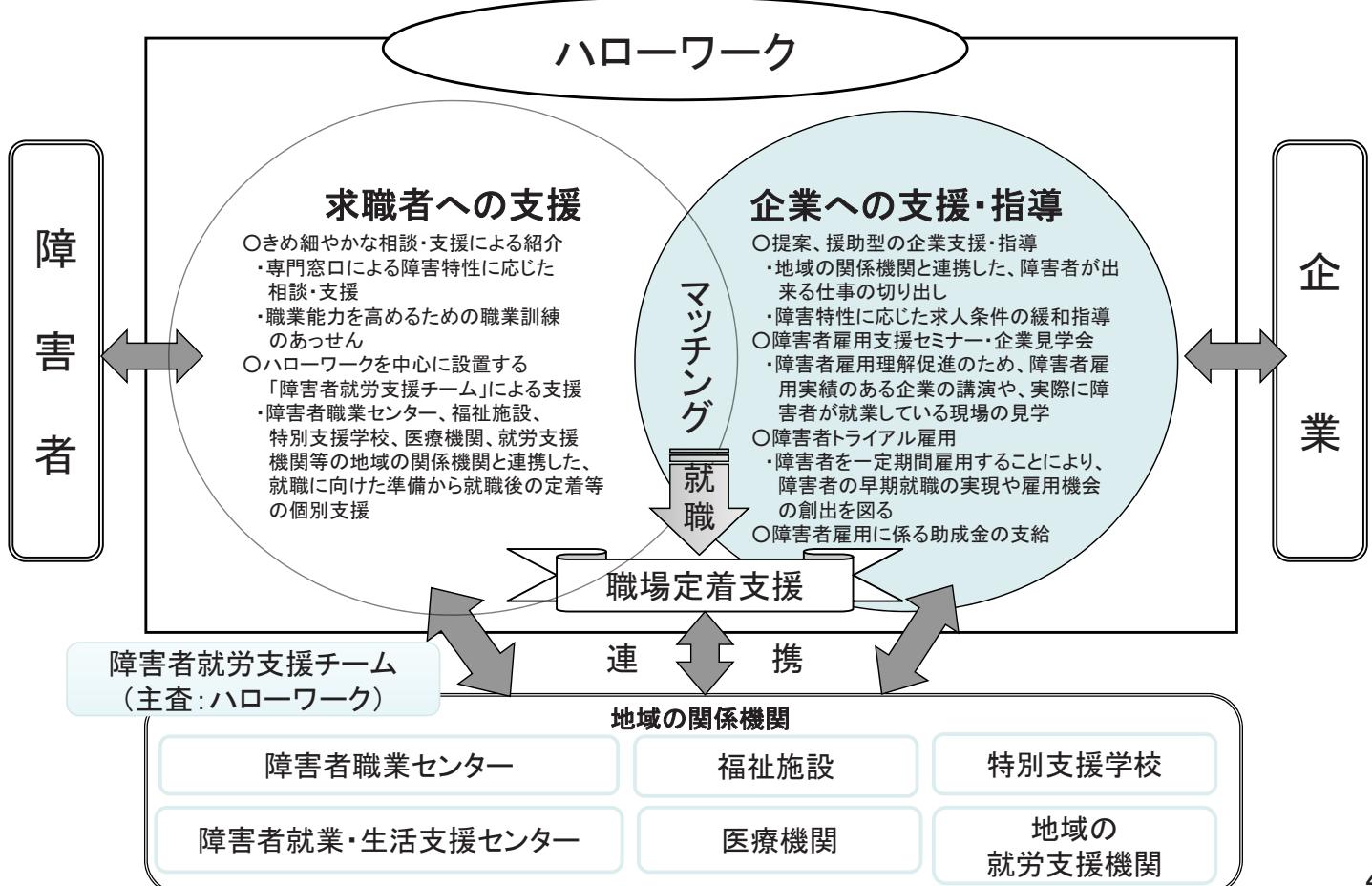
2

【全国】ハローワークの障害種別の職業紹介状況 (就職件数)



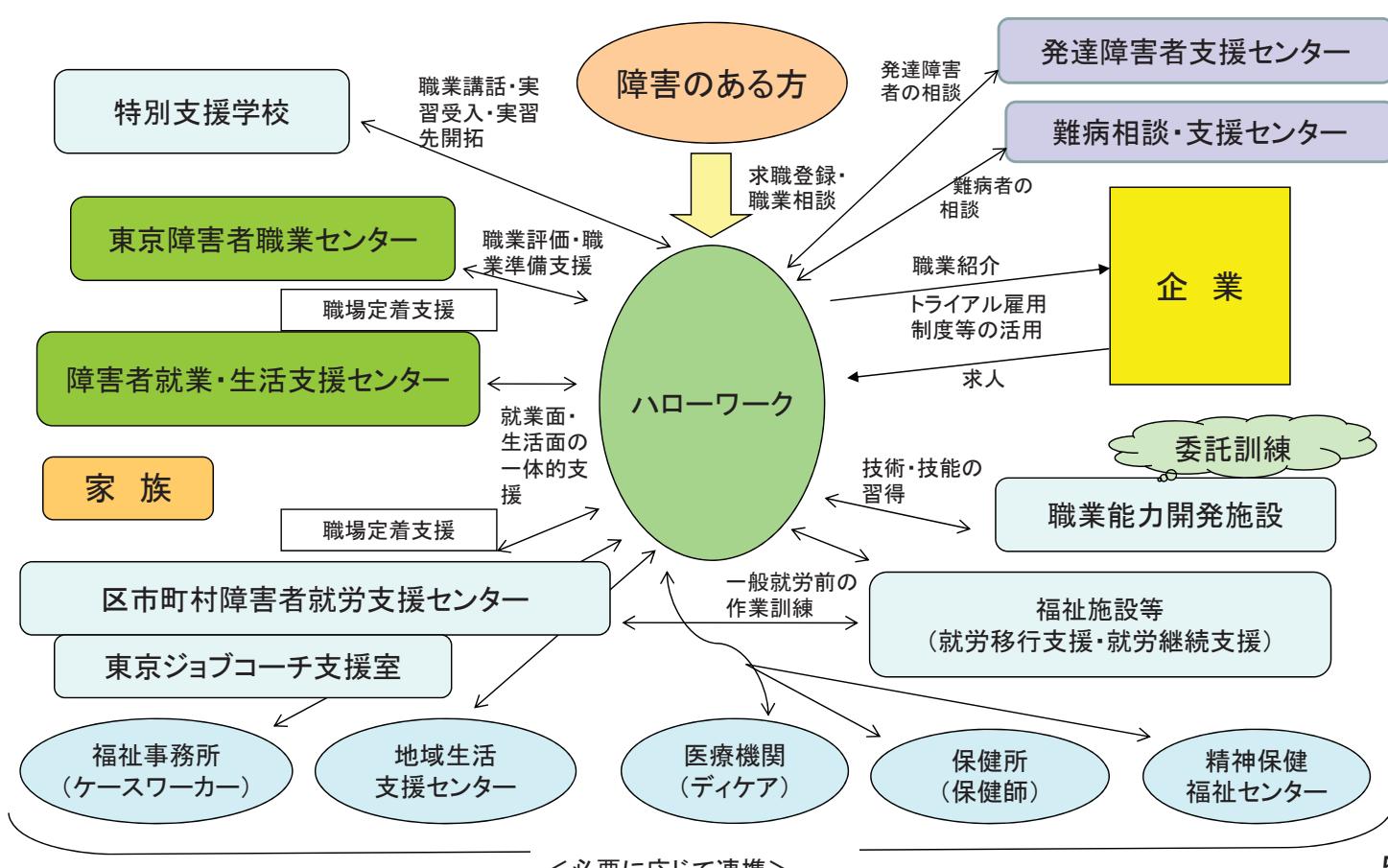
3

【東京】ハローワークの障害者雇用支援体制



4

【東京】障害者専門窓口の支援(関係機関との連携)

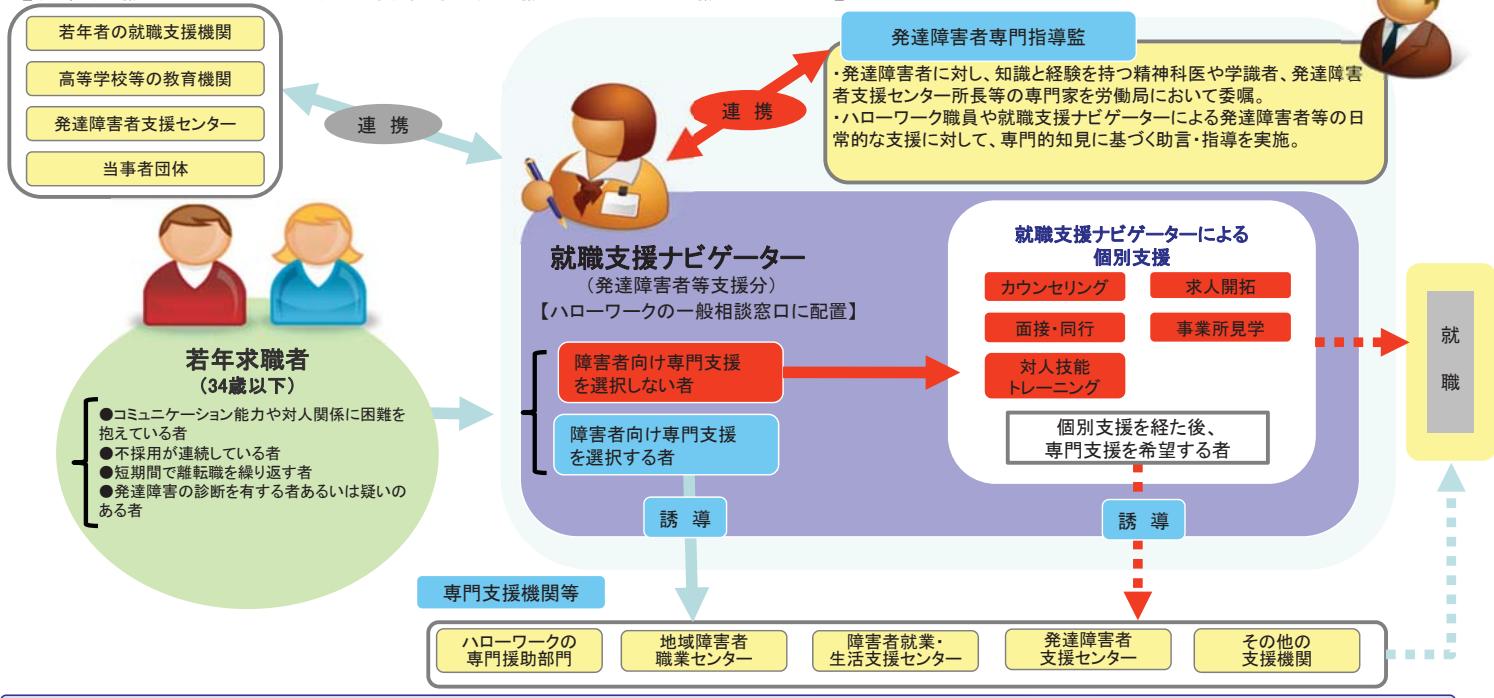


5

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

- ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、**コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援を行う事業を実施。(専門の就職支援ナビゲーターを配置、東京労働局では下記9所に10名配置)**
- ①若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築。
 - ②発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
 - ③発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

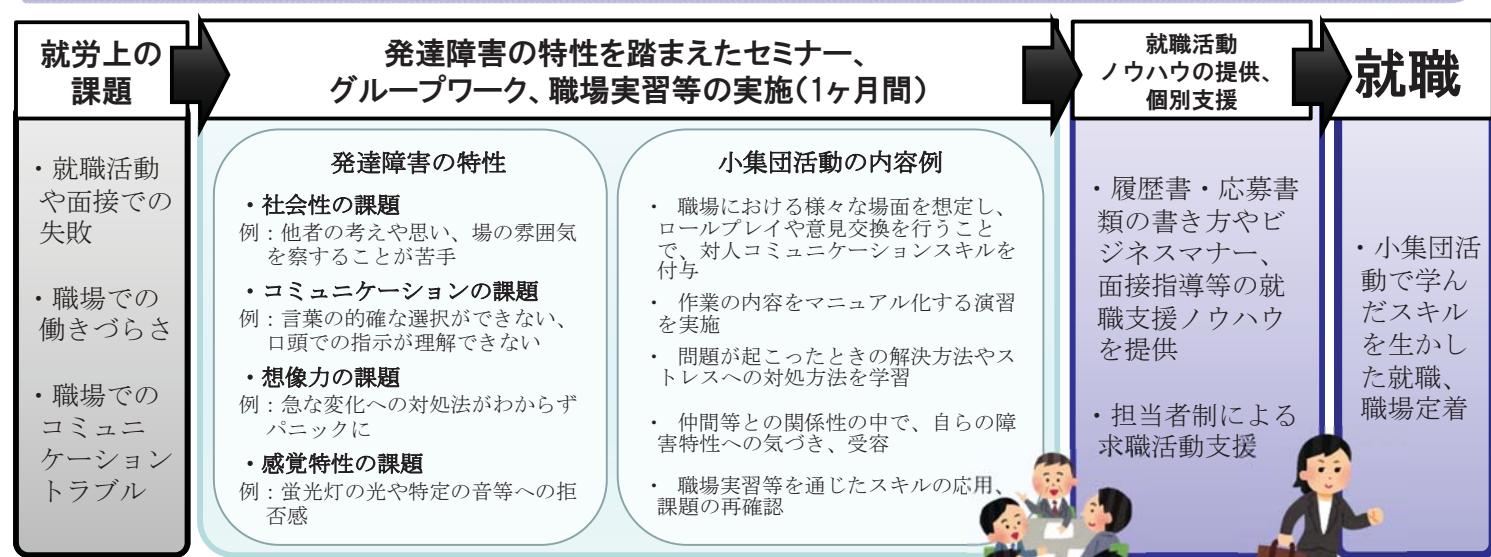
【就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)による支援スキーム】



6

(平成28年度新規事業)発達障害者等を対象とした小集団方式の支援事業の創設

発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えながら求職活動を行う者に対し、セミナーやグループワーク、職場実習等を通じて、自らの障害特性に関する正しい理解を促し、職場において必要となるコミュニケーション等のスキルを習得させることにより、就職の促進及びその後の職場定着を目指す。



○実施体制 プログラム管理者 1名、就職支援ナビゲーター（小集団方式分） 1名

○対象者 10人程度

○実施箇所 全国10ヵ所（北海道、宮城、東京（新宿応援HW）、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、福岡）

7

福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業【平成25年度から開始】

- 企業、障害者、就労支援機関、特別支援学校等の一般雇用に対する不安感を払拭し、障害者雇用を一層促進するためには、障害者本人やその保護者、地域で障害者の就労支援を行う機関・特別支援学校・医療機関の職員等と企業との相互理解を深めることが重要



企業での雇用についての理解促進及び職場実習の総合的かつ効率的な推進を図るため、労働局において関係機関と連携した「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を実施

都道府県労働局による事業計画の策定

- 地域の関係機関による雇用移行推進連絡会議を設置し、意見を聴取
- 地域の状況・ニーズを踏まえた、事業の効率的、効果的な実施に係る企画立案

平成26年度から発達障害者等への就職支援に
課題を抱えている大学等の教職員も対象に追加

都道府県労働局による事業の実施

企業就労理解促進事業

- 就労支援機関、特別支援学校、医療機関、**大学等**の職員を対象とした就労支援セミナー
- 障害者とその保護者等を対象とした事業所見学会
- 就労支援機関等(**大学等を含む**)の職員、企業の人事担当者等を対象とした事業所見学会
- 障害者就労アドバイザーによる就労支援機関(**大学等を含む**)、特別支援学校、医療機関等職員への助言

障害者に対する職場実習推進

- 職場実習に協力する意思のある事業所の情報収集
- 関係機関への職場実習協力事業所の情報提供
- 実習実施に係る職場実習協力事業所への受入依頼
- 一定の場合に、実習者の損害保険手続き、協力事業所への謝金支払、実習を補助する実習指導員の派遣
- 職場実習のための合同面接会の実施

一般雇用の理解促進

職場実習の推進

発達障害者に対する専門的知見を持つ発達障害者専門指導監が大学等へ出向き、助言も可能

8

新卒応援ハローワークの取組み

- 全都道府県に新卒者等の就職を支援する「新卒応援ハローワーク」を設置
就職活動中の学生・既卒者が利用しやすい専門のハローワークとして、「新卒応援ハローワーク」(全国57カ所)を設置しています。

★主な支援メニュー

- ・全国ネットワークによる豊富な求人情報の提供、職業紹介、求人開拓、
求職活動に役立つ各種セミナー
- ・就職までの一貫した担当者制による個別支援
(求人情報の提供、就職活動の進め方、エントリーシートの添削、面接指導等)
- ・臨床心理士による心理的サポート

- 「ジョブサポーター」によるきめ細かな支援
「学卒ジョブサポーター」を配置し、きめ細かな支援を行っています。

★大学・大学生等への主な支援内容

- ・大学等と連携した出張相談・就職支援セミナー
- ・新卒応援ハローワークにおいて就職活動中の学生・既卒者への個別支援

※障害学生への支援は、各ハローワークの障害者職業紹介窓口と企業に
対して雇用率達成指導を行う雇用指導官とも連携して実施しています。

東京新卒応援ハローワークの障害学生支援

障害学生コーナー

1 対象者

- 障害者手帳を持っている大学、大学院、短大、高専、専門学校の卒業予定者及び既卒3年以内の求職者
- 発達障害、難治性疾患又はコミュニケーションが苦手な方

2 相談体制

学卒ジョブサポーター2名、就職支援コーディネーター1名、就職支援ナビゲーター1名

3 相談時間

月～金曜日：午前10時～午後6時

※障害者手帳の有無にかかわらず、障害の特性や事情に配慮した個別支援を実施

10

相談・支援内容

- 求職申込から、相談、求人紹介、就職、定着まで一貫した担当者制支援を実施
- 障害や個別の事情に配慮し、面談は1回あたり1時間から2時間かけてじっくり相談を実施
- 就職面接会や希望の求人が見つかったら応募書類の添削、面接対策のアドバイスを実施
- 必要に応じて採用面接に同行し配慮事項を企業に説明
- 就職後の職場定着のため、会社訪問や最寄のハローワークへ支援の引継ぎ

平成27年度 窓口相談 1. 511件

11

登録状況

平成27年度 新卒者98人、既卒者63人

障害種別	登録者数	比率(%)	うち重度
身体障害	77	47.8	43
知的障害	11	6.8	0
精神障害	73	45.4	
合 計	161	100	43

※精神障害のうち発達障害(コミュニケーションが苦手等)のある方約60人
その他、障害学生コーナーで職業相談をしている求職者約30人

12

求人情報・就職面接会

◇毎年3月に各大学等を通じて、卒業予定障害学生と翌年度に卒業を控えた障害学生を対象に就職希望調査を実施し、求人情報の提供希望があった学生に説明会等の案内を郵送

合同企業説明会

★2015. 7. 16・17
★企業1日目 50社
2日目 15社★
参加者延べ101人

合同就職面接会

★2015. 8. 27・28
★企業1日目 50社
2日目 50社★
参加者延べ218人

一般障害者向け

合同就職面接
◎全都面接会
◎地域別面接会
(中央、城南、城東、多摩地域)

平成27年度 求人件数193件、求人数469人

※学生個々の障害特性に配慮した個別求人開拓をハローワークの雇用指導官と連携実施。

13

学校との連携

障害者手帳の有無、これまでの就職活動状況、課題
疾患・通院の状況・医師の所見、家族の意見等

本人同意の範囲内
で情報提供・収集

平成27年度
学校からの連絡票
計22件

各大学担当のジョブソーターとの情報共有、連絡票作成

東京新卒応援ハローワークに登録、就職支援スタート

連絡票

14

視覚障害学生の支援事例

<学校・障害> 大学4年(男性) 中途障害 全盲 1級

<補装具> 白杖 音声ソフトPC

<課題> 「働きたい」という意志は明確であったが、自分自身の強みを上手に説明できない。
エントリー、面接会に参加するも、なかなか二次面接に進めない。

<支援期間> 平成27年6月～平成27年10月(5か月)

<支援内容>

- ・何度も面談を重ね、聴き取った小学校当時ピアノ演奏に励んだエピソードを、行動力や持ち前の明るさ、積極的な性格のアピールに絡めて、面接につながる自己PRのアドバイス。
- ・応募書類の作成にあたっては、訓練機関を案内しPC操作のスキルアップ。
- ・IT企業での3週間にわたる職場実習に申込み、社会人としての疑似体験から自分の強み、できること、配慮事項などの再確認。
- ・ハローワークの求人情報は、エクセルに加工してから提供。
- ・応募企業が決まってからは、面接練習を中心に来所相談。
- ・ハローワーク主催の面接会に参加し内定獲得。

<就職先> 飲料メーカー 総務人事部の事務職(正社員)として4月から勤務
配慮事項:音声ソフトの入ったPC貸与、作成書類のチェック

15

発達障害学生の支援事例

＜学校・障害＞ 大卒・26歳男性(1年浪人し大学には5年半在籍)。大学3年次に自己分析を機に発達障害の可能性を自覚、自ら受診しADHD・広汎性発達障害の診断を受ける。精神保健福祉手帳2級取得。2か月に1回の通院、睡眠導入剤を服用。

＜課題＞ 文章で物事を理解し表現することは得意だが、耳から一度に多くの情報を取り入れることや並行して作業するには苦手。

＜支援期間＞ 平成27年10月～平成28年3月(5か月)

＜支援内容＞

- ・大学の学生相談室より紹介され、卒業後に新卒応援ハローワークに来所。
- ・生活費捻出のためアルバイトをこなす必要から、就労移行支援事業所の利用は希望せず。
- ・一般枠と障害者枠の両方で就職活動を行いたい意向があり、当初は給与が高い一般求人で民間の就職サイト等を利用して活動していた。
- ・安定して就労を継続するためには、自身の特性を踏まえて適職を検討することを助言、適職選択のために、障害者職業センターの職業評価の利用を提案するも、後回しにしていた。
- ・就職活動がうまくいかないことから、本人の地元ハローワークとも連携し、精神障害者雇用トータルサポートの相談を勧めたところ、予約相談を受けることに了解。障害者職業センターの説明会に参加、個別面談・職業評価を受ける。
- ・その後は、新卒障害者求人に応募、一時、不採用が続いた際は、担当ジョブサポーターから応募書類の添削や面接時のアドバイス等の支援を行った。
- ・2月下旬に1社から内定を得る。障害者職業センターのカウンセラー、地元ハローワークトータルサポート、本人にてケース会議を開催。内定した企業での働き方、以後の支援について打合せを行った。

＜就職先＞ 産業機械、システム販売の技術商社 管理部門の事務職(正社員)として4月から勤務
配慮事項:スケジュール・作業マニュアルの作成、職場内での障害特性の理解・情報共有

16

【参考】雇用関係助成金(障害者関係)

※ハローワークにおいて支給

特定求職者雇用開発助成金

- ・ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に、1人当たり50万円(中小企業の場合は120万円)等を支給。

障害者トライアル雇用奨励金

- ・ハローワーク等の紹介により障害者に対し、原則3か月の試行雇用を行う事業主に対し助成。障害者1人につき、月4万円の奨励金を支給。

障害者短時間トライアル雇用奨励金

- ・精神障害者等について、雇入れ時の週の所定労働時間を10時間以上20時間未満とし、3か月以上12か月以内の一定の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う事業主に対し助成。精神障害者等1人につき、月2万円の奨励金を支給。

障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)

- ・障害者雇用の経験がない中小企業で、初めての雇入れにより法定雇用障害者数以上の障害者を雇用した場合、120万円を支給。

中小企業障害者多数雇用 施設設置等助成金

- ・障害者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10名以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をする中小企業である事業主に対し助成。雇入れ者数と施設・設備等の設置・整備に要した費用に応じて支給額を決定(上限額3000万円)。

発達障害者・難治性疾患患者 雇用開発助成金

- ・発達障害者又は難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対して50万円(中小企業の場合は120万円)を支給。

障害者職場定着支援奨励金

- ・ハローワーク等の紹介により障害者を雇い入れ、業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を、雇用又は業務委託により配置する事業主に対して月額3万円(中小企業の場合は4万円)、委嘱により配置する事業主に対して1回当たり1万円を支給。

訪問型職場適応援助 促進助成金

- ・企業に雇用され、職場適応・定着に特に課題を抱える障害者について、支援計画に基づき訪問型職場適応援助者による専門的な支援を提供する事業主に対して、支援実施1日当たり16,000円(4時間未満の日8,000円)及び訪問型職場適応援助者養成研修受講料の1/2を支給。

企業在籍型職場適応援助 促進助成金

- ・自社において雇用し、職場適応・定着に特に課題を抱える障害者について、企業在籍型職場適応援助者を配置して支援計画に基づく専門的な支援を実施させる事業主に対して、月額6万円(中小企業の場合は8万円)及び企業在籍型職場適応援助者養成研修受講料の1/2を支給。

障害者職場復帰支援助成金

- ・雇用する労働者が事故や難病等の発症などによる中途障害等により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、必要な措置を講じて雇用の継続を図った事業主に対して50万円(中小企業の場合は70万円)を支給。

17

【参考】障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置・整備を行った場合の助成措置

○ 障害者作業施設設置等助成金 ※

障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に支給(障害者1人につき上限450万円 (作業施設の設置)等)

○ 障害者福祉施設設置等助成金 ※

障害者である労働者の福祉の増進を図るため、障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の整備を行う事業主に支給(障害者1人につき上限225万円)

障害者を介助する者等を配置した場合の助成措置

○ 障害者介助等助成金

適切な雇用管理のために必要な介助者等の配置・委嘱を行う事業主に支給(例:手話通訳担当者を委嘱した場合には委嘱1回当たりの費用の3/4)

通勤の配慮を行った場合の助成措置

○ 重度障害者等通勤対策助成金 ※

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主等に支給(駐車場の賃借1人につき月上限5万円等)

※ 企画競争方式で認められた場合に支給